

平成 25 年 1 月 31 日

## インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に 対する要請について（平成 24 年 7 月～9 月）

消費者庁は、インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示について、改善要請等を行いました。

消費者庁では、平成 24 年 7 月から 9 月の期間、インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示の監視を実施しました。この結果、51 事業者による 53 商品の表示について、健康増進法第 32 条の 2 第 1 項に違反するおそれのある文言等があったことから、平成 25 年 1 月 31 日、これらの事業者に対し、表示の適正化を求めるとともに、ショッピングモール運営事業者へも協力を要請しました。

消費者庁では引き続き、これらの広告等を監視し、法に基づく適切な措置を講じてまいります。

《問合せ先》

消費者庁食品表示課 金子、小堀

TEL 03-3507-9222

FAX 03-3507-9292

## インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示の監視状況

### 1. 監視方法

- (1) 監視期間：平成 24 年 7 月から 9 月（平成 24 年度第 2 回）
- (2) 検索方法：ロボット型全文検索システムを用いて、キーワードによる無作為検索の上、検索されたサイトを目視により確認
- (3) 検索キーワード：「放射線」、「放射性物質」、「被ばく」、「免疫力向上（アップ）」等の放射線物質等を吸着、排出、排泄する、被ばくを軽減するなどの効果を有するかのような表現等

### 2. 要請方法

健康増進法第 32 条の 2 第 1 項に違反するおそれのある文言等を含む表示をしていた事業者に対し、表示の適正化を求めるメールを送信するとともに、このことをショッピングモール運営事業者にも通知し、協力を要請した。

### 3. 最近のインターネット監視結果

監視期間	改善要請件数		改善件数	
	事業者数	商品数	事業者数	商品数
平成 23 年 10～12 月	153	174	153	174
平成 24 年 1～3 月	208	269	208	269
平成 24 年 4～6 月	46	63	46	63
平成 24 年 7～9 月	51	53	—	—

### 4. 参照条文

健康増進法（平成 14 年法律 103 号）（抜粋）

（誇大表示の禁止）

第三十二条の二 何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他内閣府令で定める事項（次条第三項において「健康保持増進効果等」という。）について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

2 略

（勧告等）

第三十二条の三 内閣総理大臣は、前条第一項の規定に違反して表示をした者がある場合において、国民の健康の保持増進及び国民に対する正確な情報の伝達に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、その者に対し、当該表示に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 内閣総理大臣は、前項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 略

<参考>

平成24年7月から9月までの期間に実際に表示されていた健康保持増進効果等について（一部）

商品区分	表示されていた健康保持増進効果等
生鮮食品 （農産物）	抗被曝の効果、デトックスの効果等を有すること等を標ぼうする表示
加工食品 （農産加工品、水産加工品）	放射能・放射性物質セシウムを体内に取り込まない又は体内に蓄積されたものを排出する効果、放射性ヨウ素を防御する効果、有害物質汚染リスクを軽減する効果を有すること等を標ぼうする表示
飲料等 （茶、コーヒー及びココアの調整品、飲料）	放射線の内部被曝を予防する効果、放射性ヨウ素・放射性ストロンチウム・重金属を除去・体外に排泄する効果等を標ぼうする表示 白血球減少症、白血病、肝臓ガンの発症を予防する効果等を標ぼうする表示
いわゆる健康食品 （カプセル、錠剤、顆粒状等）	被曝から身体を保護する効果、放射線障害の予防効果、放射性ヨウ素、セシウム、ストロンチウム、重金属を吸着し、体外へ排出する効果、有害物質や老廃物を排泄する効果等を標ぼうする表示 ガン細胞の消滅、自然死を誘導させる効果、抗腫瘍・抗ガン効果等を標ぼうする表示 免疫力を向上・増進・促進させる効果等を標ぼうする表示